

群馬大学医学部附属病院クリニカルパス委員会規程

平成22. 12. 14 制 定

改正 平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成30. 4. 1 平成30. 6. 1

令和 3. 4. 1 令和 5. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、クリニカルパスの利用を促進し、医療の標準化及び効率化を図るため、群馬大学医学部附属病院クリニカルパス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) クリニカルパスの承認に関すること。
- (2) クリニカルパスの普及に関すること。
- (3) クリニカルパスの評価及び修正に関すること。
- (4) その他クリニカルパスに関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科長 若干人
- (2) 関係診療科から選出された教員 各1人
- (3) リハビリテーション部長
- (4) 薬剤部長又は副薬剤部長
- (5) 看護部長又は副看護部長
- (6) 看護部より選出された看護師 若干人
- (7) システム統合センター長
- (8) 診療情報管理部から選出された者
- (9) 医事課長
- (10) その他第5条に規定する委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第1号、第2号、第6号及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号の委員の協議により定める。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

3 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成22年12月14日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第3条第1号、第2号、第6号及び第10号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。